

みずほBNY米国バンクローンファンド

追加型投信/海外/その他資産(バンクローンファンド受益証券)

DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

DIAMアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】<http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ
追加型	海外	その他資産 (バンクローン ファンド受益 証券)	その他資産 (投資信託証券 (バンクローン ファンド受益 証券))	年12回 (毎月)	北米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

＜委託会社の情報＞	
委託会社名	DIAMアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	4兆450億円
	(2012年1月31日現在)

- 「みずほBNY米国バンクローンファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2011年10月5日に関東財務局長に提出しており、2011年10月6日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資信託証券への投資を通じ、実質的に米国企業向け貸付債権(バンクローン)や高格付資源国の公社債へ投資し、安定的なインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得をめざします。

ファンドの特色

- 1** ● 以下の投資信託証券(ファンド)への投資を通じ、主に米国企業向け貸付債権(バンクローン)^(注1)および比較的高金利の期待できる高格付資源国^(注2)の公社債に実質的に投資し、安定的なインカムゲインの確保に加えてキャピタルゲインの獲得をめざします。

投資対象となる投資信託証券(ファンド)および投資割合

★ USバンクローンファンド(米ドル建外国投資信託)	80%~100%
★ DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド	0%~ 20%

(注1)バンクローンへの投資はUSバンクローンファンドのマスターファンドを通じて行います。また、当該バンクローンは、主に優先担保付バンクローンとなります。

(注2)「資源国」とは、「石油、鉱物資源、ガス、石炭等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済もしくは世界経済に影響を与えると考えられる国」と定義します。

※上記投資割合は、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合です。なお、当該割合は当ファンドへの設定解約など資金流入の状況等により、当該割合を維持できない場合があります。当該割合から乖離した場合には、月に一度リバランスを行います。

- 投資信託証券および公社債への投資には、金利リスク、信用リスク、流動性リスクがあります。

- 2** ● 「USバンクローンファンド」の運用^(注)は、Alcentra New York LLC(米国)が行います。

※ Alcentra New York LLC(米国)は、投機的格付債務ファンドの運用に特化している資産運用会社です。

※ Alcentra New York LLC(米国)は、BNY Alcentra Group Holdings Inc.の100%出資子会社です。

※ Alcentra New York LLC(米国)は、The Bank of New York Mellon Corporationのグループ会社です。

※ 「DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド」の運用は、DIAMアセットマネジメントが行います。

(注)同ファンドのマスターファンドの運用も含まれます。

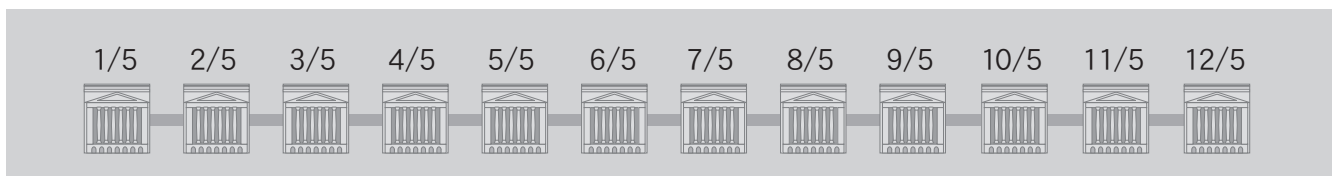
- 3** ● 実質組入外貨建資産への為替ヘッジは、原則として行いません。

- 当ファンドへの投資には、為替リスクがあります。

- 4** ● 毎月決算を行い、安定的な収益の分配を継続的に行うことをめざします。

毎月5日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として利子等収益の範囲内で分配を行います。

収益分配のイメージ



・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

・分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ

投資信託の純資産

分配金

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

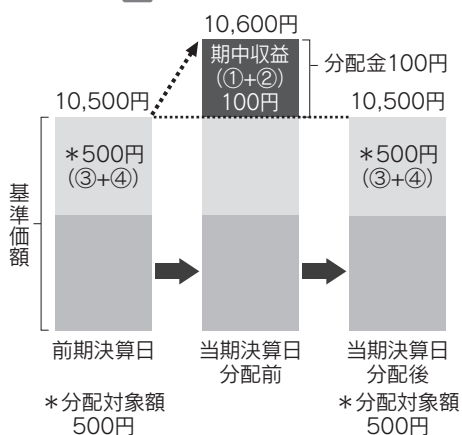
分配金額と基準価額の関係（イメージ）

分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益（経費控除後）、②有価証券売買益・評価益（経費控除後）、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

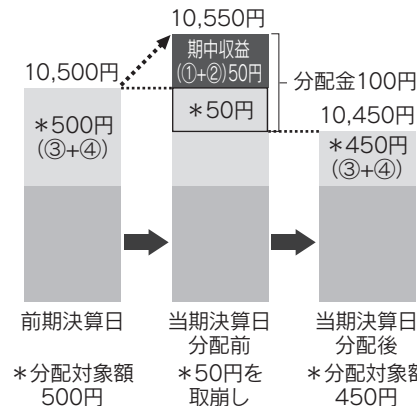
ケース A



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

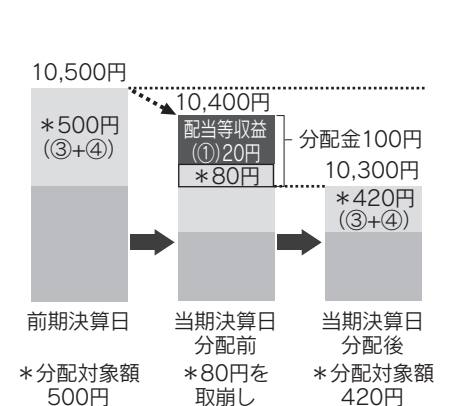
ケース B

〈前期決算日から基準価額が上昇した場合〉



ケース C

〈前期決算日から基準価額が下落した場合〉



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケース A：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円 = 100円

ケース B：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円 = 50円

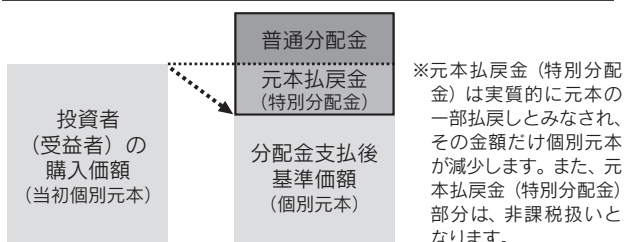
ケース C：分配金受取額100円 + 当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円 = ▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

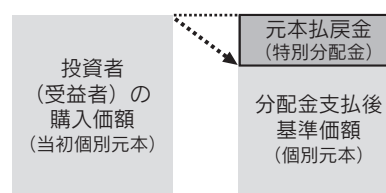
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

投資者（受益者）のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本（投資者（受益者）のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

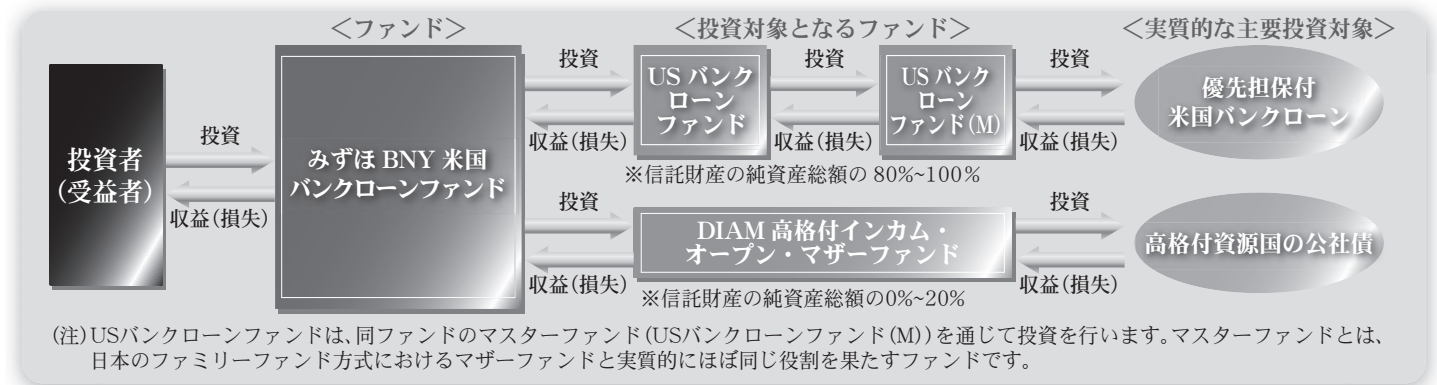
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者（受益者）の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入の指図は行いません。
- ③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

<当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要>

ファンド名	USバンクローンファンド
形態	英領西インド諸島ケイマン籍契約型米ドル建外国投資信託受益証券
主要投資対象	実質的に分散された変動利付き米国企業向け貸付債権(バンクローン)
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象への投資は、同ファンドのマスターファンドを通じて行います。 ・投資するバンクローンは、すべて米ドル建てとなります。 ・バンクローンのうち、優先担保付バンクローンを主な投資対象とします。 ・原則として投資時点においてB3格(Moody's社)またはB-格(S&P社)以上の格付を有する銘柄に投資します。 ※優先担保付バンクローンは、一般的に投資適格未満(Baa格またはBBB格未満)の格付を有しているため、当ファンドが主に投資する銘柄の格付(投資時点)は、Baa格(またはBBB格)未満B3格(またはB-格)以上となります。 ・1銘柄あたりの投資上限は純資産の5%以内とします。通常、50~100銘柄に分散投資することと致します。 ・ただし、例外的にB3格(またはB-格)以下の格付の債権または無格付の債権にも純資産の15%以内の範囲で投資する場合があります。 ・外貨建資産については為替ヘッジを行いません。
運用会社	Alcentra New York LLC(米国)
管理報酬等	<p>申込手数料: ありません。</p> <p>信託報酬: 実質的*に年率0.50% (概算)</p> <p>※USバンクローンファンドに対する信託報酬はありません。ただし、同ファンドのマスターファンドにかかる信託報酬は、マスターファンドの信託財産から支弁され、間接的に同ファンドが負担することになります。</p> <p>その他費用: 組入有価証券の売買委託手数料、外国投資信託の監査報酬、管理費用、事務費用、資産を外国で保管する費用等がかかります。*</p> <p>※上記その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を示すことができません。</p>

ファンド名	DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド
主要投資対象	高格付資源国*1の公社債
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・主に高格付資源国の公社債に投資し、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざします。 ・投資対象となる国は、委託会社が定義した「資源国」の中から、信用力・金利・為替見通し等を判断材料とし、選定します。 ・投資対象となる公社債は、国債を中心にAA格以上*2の格付を取得しているとともに、流動性の高い銘柄とします。 ・国別の投資配分比率は、各国の市場規模・経済規模等を勘案し、決定します。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ※1: 当マザーファンドにおいて「資源国」とは、「石油、鉱物資源、ガス、石炭等の資源を産出する国で、その資源がその国の経済もしくは世界経済に影響を与えられ国」と定義します。 ※2: 格付機関はMoody's社またはS&P社とし、両社が格付を付与している場合には、どちらか高い方の格付とします。
運用会社(委託会社)	DIAMアセットマネジメント株式会社

○マザーファンドの主な投資制限については、請求目論見書または約款に記載しております。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

バンクローンの特徴

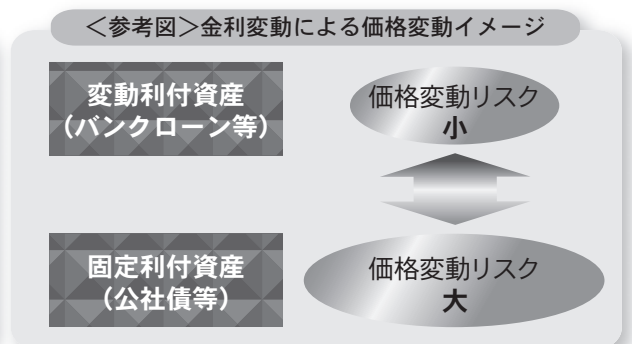
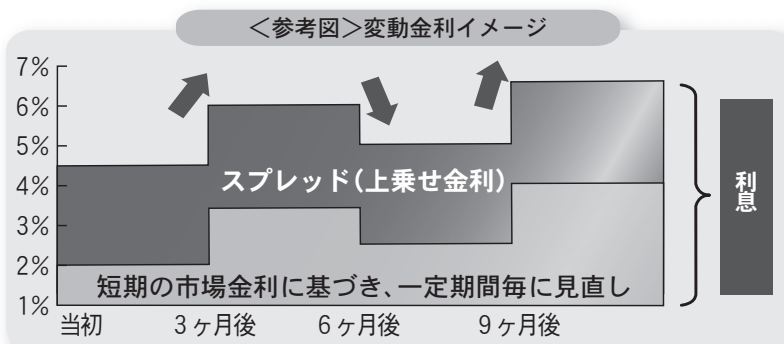
バンクローンとは、借り手(事業会社等)が事業の拡大や資本構成の再構築に必要な資金を調達するために、金融機関等の貸し手から借入れるローンをいいます。また、当ファンドが主な投資対象としている優先担保付バンクローンとは、一般に、投資適格未満(BBB格相当未満)相当の格付を有する事業会社等が有する負債の中でも、最も返済順位が高い担保付のローンを指します。

優先担保付バンクローンの主な特徴

1 変動金利

- バンクローンの利息は、基準となる短期の市場金利(※1)に基づき、一定期間毎(※2)に利息の見直し・決定が行われる変動金利が一般的です。
- バンクローンの利息は、基準となる短期の市場金利(※1)に、一定の上乗せ金利(スプレッド)が乗っています。
- バンクローンは、固定金利の公社債等と比べ、市場金利の変動による価格変動は相対的に小さいことが特徴です。

利息 = 短期の市場金利 + スプレッド(上乗せ金利)



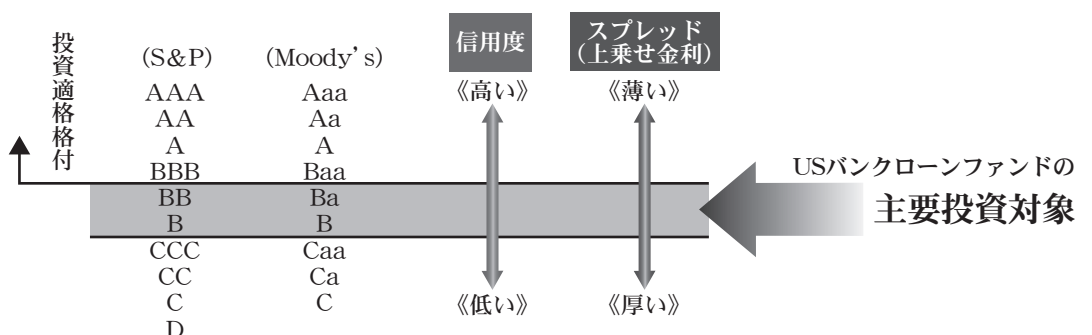
(※1) 基準となる短期の市場金利には、一般にLIBOR (London Inter-Bank Offered Rate: ロンドン銀行間貸し手金利)が多く使用されます。

(※2) 金利の見直し頻度は、1ヶ月毎～3ヶ月毎などが一般的です。

- バンクローンの基準となる金利は短期の市場金利となるため、長短金利の動向によっては、中長期の固定利付債券と比べて金利水準が低くなる可能性があります。

2 比較的高い利息収益

- 投資適格未満(BBB格相当未満)の格付を有する事業会社に対する貸付債権であるため、①市場金利への上乗せ金利(スプレッド)が相対的に厚く、②同期間の投資適格格付(BBB格相当以上)の公社債の利子収益を上回ることが特徴です。



USバンクローンファンドでは、上記主要投資対象以外の格付を有する銘柄(B格相当未満の銘柄など)にも、実質的に一部投資する場合があります。

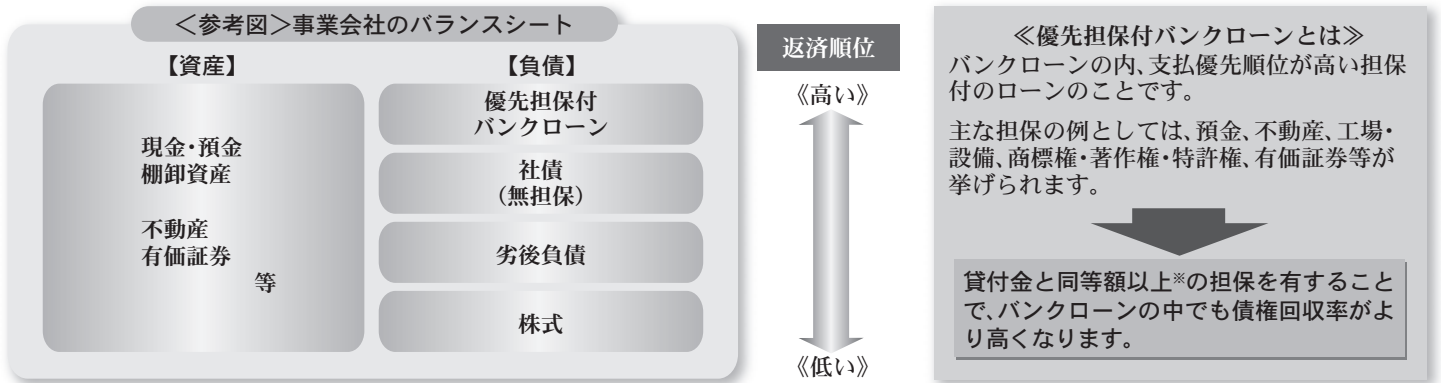
- バンクローンは投資適格未満(BBB格相当未満)の格付を有する事業会社に対する貸付債権であるため、債務不履行等によって債権が想定どおり回収できなくなり、投資元本を割り込む可能性があります。また一般的に、バンクローンは公社債と比較して流動性が低いいため価格変動が大きくなる可能性があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

1. ファンドの目的・特色

3 比較的高い債権回収率

- 一般的に、事業会社が有する負債の中で、最も返済順位が高い債権です。
- 担保を有しているため、事業会社が有する負債の中でも、債務不履行時の債権回収率が相対的に高いことが特徴です。

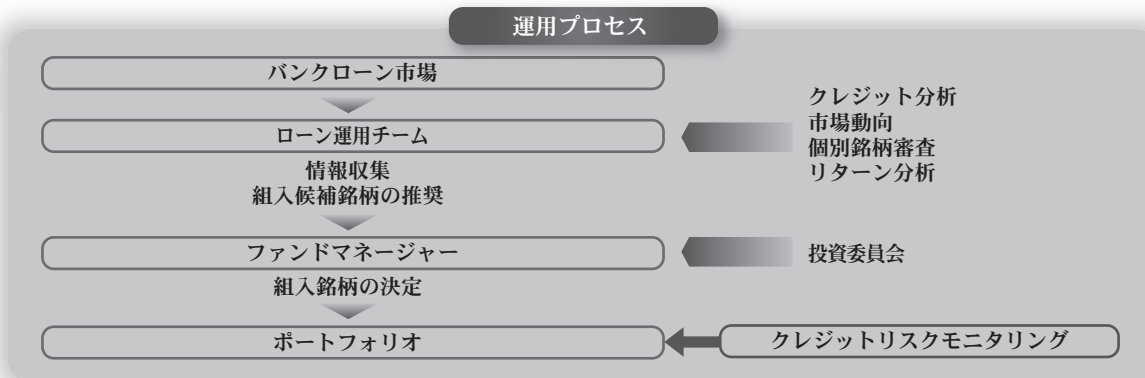
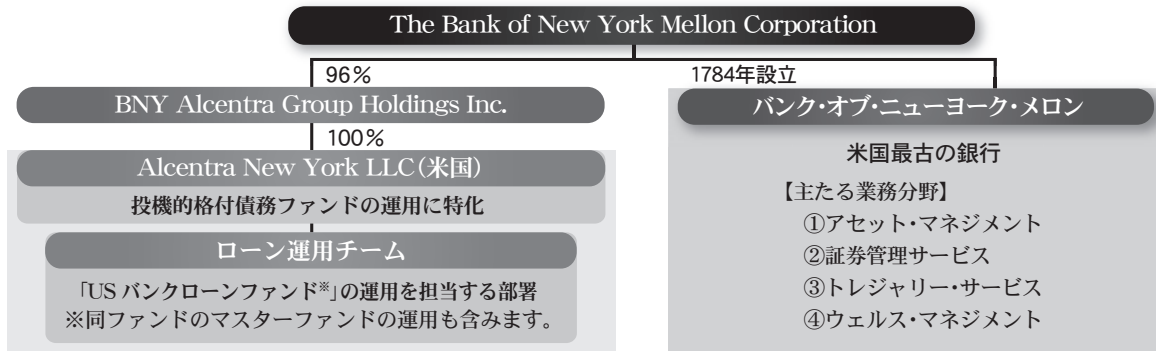


上記図は、あくまでも一般的な事業会社のバランスシート(貸借対照表)のイメージです。
実際には、事業会社によってそれぞれバランスシート構造は異なります。

※貸付実行時には融資額と同程度以上の担保が設定されますが、市場環境の変化等により当該担保の価値が変動することが想定されます。

Alcentra New York LLC(米国)の概要および運用プロセス

- Alcentra New York LLC(米国)は、投機的格付債務ファンドの運用に特化している資産運用会社です。
- Alcentra New York LLC(米国)は、BNY Alcentra Group Holdings Inc. の100%出資子会社です。
- Alcentra New York LLC(米国)は、The Bank of New York Mellon Corporation のグループ会社です。



- バンクローンは、市場参加者が限定的なマーケットであるため、情報の偏在が起りやすく、また審査情報における濃淡の差が大きいアセットであることが特徴です。

※上記は2012年1月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

基準価額の変動要因

※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

金利リスク

○優先担保付バンクローン

一般に、固定金利の資産は金利の変動によりその価格は影響を受けます。しかし、実質的に組入れるバンクローンは変動金利であるため、金利の上昇(低下)による元本の変動は比較的小さいものになると想定されます。

○公社債

一般に、固定金利の資産は金利の上昇により価格は下落します。実質的に組入れる公社債は原則として固定金利であるため、金利の上昇により価格が下落する傾向があります。その場合ファンドの基準価額が下落する要因となることがあります。

信用リスク

○優先担保付バンクローン

バンクローンの債務者が経営不安や倒産等に陥り、利払いの遅延や元本の返済が滞る(デフォルト=債務不履行)場合、あるいはそれらが予想される場合には、その資産価値は低下しバンクローンの価格は大きく下落することがあり、その場合ファンドの基準価額の大幅な下落要因となることがあります。特に、バンクローンの格付が投資適格未満(BBB格相当未満)の場合は、投資適格(BBB格相当以上)のバンクローンに比べ、デフォルトの可能性は相対的に高くなります。デフォルトの場合は担保の回収により弁済されますが、投資元本に対して担保の価値が充分でない場合もあり、基準価額が大幅に下落する要因となることがあります。

○公社債

公社債の発行者が、財政破綻、経営不安や倒産等に陥り、利払いの遅延や元本返済が滞る(デフォルト=債務不履行)場合、あるいはそうした状況に陥ると予想される場合には、当該公社債等の価格は下落(価格がゼロになることもあります。)し、基準価額が下落する要因となることがあります。

流動性リスク

○優先担保付バンクローン

バンクローンは、公社債などの有価証券と比べて、一般に市場における売買量が少ないため、市場の混乱時やファンドに大量の設定解約が生じた場合等には、市場実勢から期待される価格で売買できない可能性があり、基準価額が予想外に下落する可能性があります。

○公社債

公社債はバンクローンと比べ、一般に市場における売買量は多いため、市場実勢から期待される価格で売買が困難になる状況に陥る可能性は、相対的に低いと想定されます。

為替リスク

当ファンドでは外貨建資産の実質組入比率を高位に維持し、また為替リスクに対して為替ヘッジを行わないことを原則としているため、為替相場が円高になった場合には、基準価額が下落する要因となることがあります。

また外貨建資産への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。

期限前弁済リスク

バンクローンは、予定される利息および元本の支払いの他、債務者の選択による期限前弁済を認めることがあり、この場合、予定されていた利払いの一部が得られないことがあります。また、バンクローンの期限前償還が行われ、以前より低い金利で再投資することとなった場合、利回りに悪影響をおよぼす可能性があり、基準価額が下落する要因となることがあります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落する要因となる場合があります。

分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することとなります。

2. 投資リスク

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

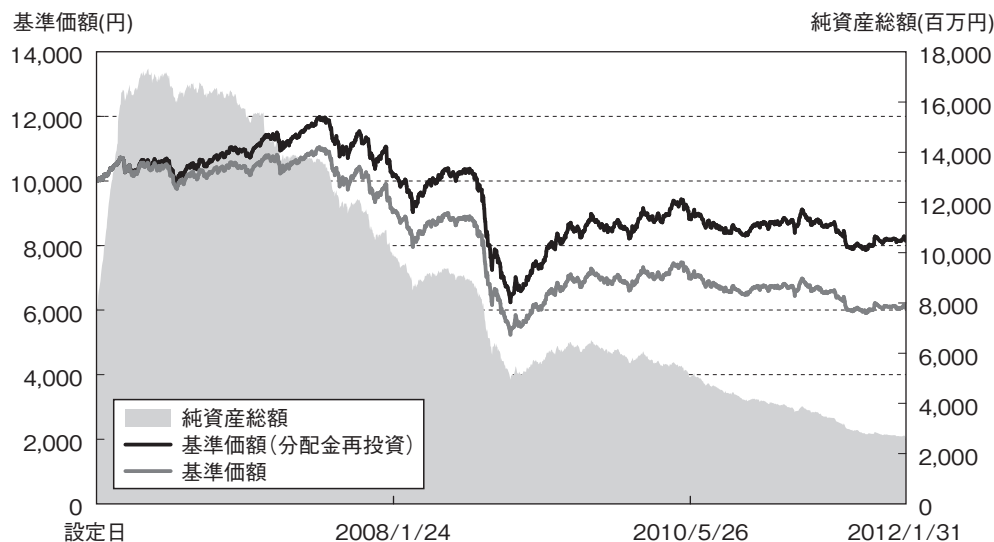
委託会社では、運用パフォーマンス評価を運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行き、適宜見直しを行います。運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

3. 運用実績

データの基準日：2012年1月31日

基準価額・純資産の推移

《設定日(2005年9月29日)~2012年1月31日》



※基準価額(分配金再投資)は、設定当初の投資元本10,000円に設定来の税引前分配金を再投資したものと計算しておりますので、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2005年9月29日)
 ※基準価額は信託報酬控除後です。

分配の推移(税引前)

第69期(2011.09.05)	20円
第70期(2011.10.05)	20円
第71期(2011.11.07)	20円
第72期(2011.12.05)	20円
第73期(2012.01.05)	20円
直近1年間累計	240円
設定来累計	2,465円

(注)分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄一覧 (注)投資比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	種類	国名	投資比率(%)
1	US Bank Loan Fund	投資信託受益証券	ケイマン諸島	80.22
2	DIAM高格付インカム・オープン・マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	16.91

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

■DIAM 高格付インカム・オープン・マザーファンド (注)投資比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

ポートフォリオの状況

資産の種類	国名	投資比率(%)
国債証券	カナダ	10.90
	ノルウェー	6.60
	オーストラリア	4.85
	ニュージーランド	4.62
	小計	26.97
地方債証券	カナダ	17.61
特殊債券	国際機関	20.21
	オーストラリア	10.84
	ノルウェー	4.10
	カナダ	0.14
	小計	35.29
社債券	カナダ	9.25
	オーストラリア	8.53
	小計	17.78
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		2.36
合計(純資産総額)		100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国名	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
1	CANHOU 4.55 12/15/12	社債券	カナダ	4.55	2012/12/15	3.20
2	ONTARIO PROVINCE 4.4 06/02/19	地方債証券	カナダ	4.40	2019/6/2	3.01
3	ONTARIO PROVINCE 4.2 06/02/20	地方債証券	カナダ	4.20	2020/6/2	2.71
4	NEW S WALES 6.0 04/01/19	特殊債券	オーストラリア	6.00	2019/4/1	2.62
5	ONTARIO PROVINCE 4.3 03/08/17	地方債証券	カナダ	4.30	2017/3/8	2.35
6	CANADA 8.0 06/01/27	国債証券	カナダ	8.00	2027/6/1	2.24
7	NEW ZEALAND 6.0 12/15/17	国債証券	ニュージーランド	6.00	2017/12/15	1.87
8	QUEENSLAND 6.0 09/14/17	特殊債券	オーストラリア	6.00	2017/9/14	1.82
9	CANHOU 4.8 06/15/12	社債券	カナダ	4.80	2012/6/15	1.80
10	CANADA 5.75 06/01/33	国債証券	カナダ	5.75	2033/6/1	1.75

■USバンクローンファンドの組入上位10銘柄

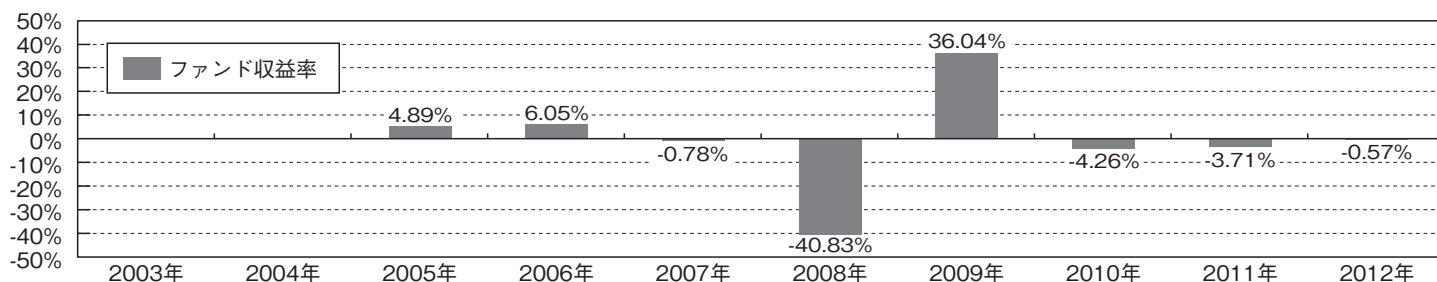
順位	銘柄名	業種名	比率(%)	スプレッド(%)
1	Rockwood Specialties Group Inc.	化学	1.83	3.21
2	CommScope Inc.	電気通信	1.82	4.46
3	Fresenius SE	ヘルスケア・医薬品	1.80	2.96
4	Nielsen Finance VNU	出版	1.79	3.75
5	Consolidated Communications	電気通信	1.75	2.50
6	Capital Automotive REIT	不動産	1.72	4.46
7	Energy Solutions	公益事業	1.72	5.71
8	Celanese Corporation	化学	1.67	3.00
9	Dean Foods Company	食品・飲料・タバコ	1.64	3.25
10	1-800 Contacts	一般消費財	1.62	6.16

※1 USバンクローンファンドのマスターファンドの内容です。

※2 USバンクローンファンドおよび同ファンドのマスターファンドの運用を行う Alcentra New York LLC (米国)のデータに基づき、米国における月末営業日を基準に作成しています。

※3 比率は組入れローンの時価総額に対する割合です。

年間収益率の推移



※当ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出しております。

※当ファンドの収益率は、暦年ベースで表示しています。但し、2005年は設定日から年末までの収益率、および2012年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購 入 価 額	お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換 金 単 位	各販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換 金 代 金	原則として換金のお申込日より起算して5営業日目から支払います。
申 込 締 切 時 間	原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	2011年10月6日~2012年10月5日 ※ニューヨーク証券取引所の休業日またはカナダの銀行の休業日(以下「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止 および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。上記に加えて、市場の著しい混乱等でバンクローン等の市場の流動性が極端に低下した場合、USバンクローンファンドに属する資産のデフォルト等により当該ファンドの解約の受付が中止された場合や決済機能が停止した場合には、換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。 また、当ファンドが投資する2つのファンドのうちUSバンクローンファンドを解約することができる時期は月1回に限定されています。したがって、当ファンドにおいて大量の換金の請求(信託財産に属するDIAM高格付インカム・オープン・マザーファンドの時価総額を超えることとなる換金の請求)が一時期に発生した場合には、委託会社は、一定の期間、換金の請求を受け付けないことおよびすでに受付けた換金の請求を取り消すことができるものとします。
信 託 期 間	無期限です。(設定日:2005年9月29日)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ① 信託財産の純資産総額が50億円を下回ることとなった場合。 ② 受益者のために有利であると認めるとき。 ③ やむを得ない事情が発生したとき。
決 算 日	原則として毎月5日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年12回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「一般コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「自動けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信 託 金 の 限 度 額	5,000億円とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年1月、7月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示しております。(URL http://www.diam.co.jp/)
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称:DIAM、当ファンドの略称:みずほBNY)

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	購入価額に、 2.625% (税抜2.5%) を上限として各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額をご購入時にご負担いただきます。※詳しくは販売会社にお問い合わせください。				
信託財産留保額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	実質的な負担	ファンドの日々の純資産総額に対して 年上限1.3925% (税抜1.35%) (概算) の率を乗じて得た額とします。			
	当ファンドの 運用管理費用 (信託報酬)	時期	項目	費用	
		毎日	信託報酬 配分	総額	信託財産の純資産総額に対して 年率0.8925% (税抜0.85%)
				委託会社	年率0.420% (税抜0.40%)
販売会社	年率0.420% (税抜0.40%)				
受託会社	年率0.0525% (税抜0.05%)				
投資対象とする 投資信託証券の 運用管理費用 (信託報酬)	投資対象とする投資信託証券の純資産総額に対して年率上限0.5% (概算) ※投資対象とするUS バンクローンファンドに対する信託報酬はありませんが、同ファンドのマスターファンドにかかる信託報酬は、マスターファンドの信託財産から支弁され、間接的に同ファンドが負担することになります。				
その他費用・手数料	組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。				

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2012年1月末現在のもので、2013年1月1日から2013年12月31日までは10.147%の税率となります。また、2014年1月1日以降は20.315%の税率となる予定です。

なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。